

## 犯罪収益移転防止法と税理士の関係

### < 前 編 >



### 1. はじめに

- (ア)犯罪収益移転防止法(以下、犯収法)が平成20年3月1日から全面的に施行されました。この犯収法において、義務の対象者に税理士が含まれています。
- (イ)以下、犯収法がどのような法律なのか、また、税理士に課せられた義務と違反した場合の罰則について説明させていただきます。

### 2. 犯収法とは、どのような法律か?

#### (ウ)犯収法の全体像

犯収法とは、犯罪によって得た収益の移転を防止するために、そもそも収益の移転が出来ないように、つまり、事前対応として「本人確認」を特定の事業者に義務づけ、仮に本人確認をパスしても取引が不審な場合は捜査が出来るように、つまり、事後対応として、「疑わしい取引の届出」を義務づけているものです。

要約いたしますと、「犯罪収益移転防止」のために、「特定事業者」に「本人確認」と「疑わしい取引の届出」を義務付けている法律といえます。

#### (エ)立法の背景

そもそも犯収法はどのような背景・基底概念から立法されたのか?

1. 犯収法は世界的な潮流の中で立法化されました。きっかけは昭和63年に麻薬収益の洗浄を阻止するための条約を各国が締結したことに遡りますが、平成13年に米国同時多発テロが発生すると、テロ資金も含めて犯罪収益移転防止が考えられるようになりました。
2. 犯罪による収益の移転を防止することが重要であるとする考えの基底には、「犯罪収益が移転できなければ、その犯罪組織は弱体化する」という考えがあります。この基底概念は現在、通説となっており、これによって、各国で犯収法が作られています。

#### (オ)義務の対象者

犯収法、第2条第2項の「特定事業者」に列挙されている者が対象者となっています。

税理士はこの条文の最後、第43号に挙げられています。身近な業種では、少額短期保険業者、貸金業者、宝石業者等も第2条に挙げられています。

#### (カ)法的義務の内容

犯収法には、大別すると三つの義務が定められています。

最初に、「本人の確認」です。具体的には、取引依頼者に対して、本人であるか否かを「公的証明書」によって確認し、「本人確認記録」を作成し、「最後の取引が終了した時点」から「7年間」経過するまで保存します。

次に、「取引の記録」です。税理士の場合は、「特定受任行為の代理等」という名目で記録が義務付けられています。保存期間については、「取引日」から「7年間」です。

最後に、「疑わしい取引の届出」です。具体的には、態度・取引目的・取引形態に不審に思える点がある場合は、取引依頼者に「知らせずに」届け出なければなりません。ただし、顧客との信頼関係が業務の基礎となっている税理士はこの届出義務を免除されています。

#### (キ)罰則

義務違反には、まず、監督行政庁から「是正命令」が発せられ、ホームページ等で公表されます。

この命令に従わない場合は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金、または併科となります。さらに法人として事業を営んでいる場合は、法人宛に3億円以下の罰金が、別途、科せられます(両罰規定)。この「法人」に条文上、制約はありませんので、税理士法人は、場合によっては、この両罰規定が適用されることとなります。

#### < 罰則が科せられるパターン >

	2年以下の懲役	300万円以下の罰金	3億円以下の罰金
個人			無し
法人	(行為者に)	(行為者に)	

### 3. 税理士の義務の範囲と実務上の対応

(ア)税理士は「本人確認」と「特定受任行為の代理等」の記録・保存が課せられています。「特定受任行為の代理等」は具体的に以下のものが挙げられます。

宅地又は建物の売買に関連する行為又は手続

会社設立又は合併に関連する行為又は手続

200万円を超える現金、預金、有価証券、その他の財産の管理又は処分

(イ)昔からお付き合いのある顧客に対して、今更ですが、「本人確認」をして、「本人確認記録」を作成しなければなりません。顧客の名義が法人の場合、法人に関する「本人確認書類(例:登記事項証明書)」と、直接の担当者の「本人確認書類(例:運転免許証)」が必要となります。この担当者が交代した場合は、学説が分かるところですが、新担当者が初めて取引依頼に来た時点で、この者の「本人確認」が必要になるという説が大勢を占めています。

(ウ)また、現状、継続的業務である顧問契約が大半を占めていると思われませんが、これは、「最後の取引が終了した時点」が到来していないことを意味しますので、顧問契約中は「本人確認記録」を廃棄できないこととなります。

<著者プロフィール>

## 篠田 示承 氏

マネー・ローンダリング対策コンサルタント

神奈川県出身。早稲田大学教育学部卒業。不動産会社、生命保険会社、システム開発会社を経て、現在、アジャイル株式会社(www.agilegroup.co.jp)にて、金融機関向けに資金洗浄対策システムの導入についてコンサルティングサービスを展開中。2級FP技能士。



**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488